

岐阜県公報

第 六 百 二 十 九 号
令 和 七 年 十 月 十 日
(金曜日)

目 次

規 則

- 岐阜県災害救助法施行細則の一部を改正する規則
岐阜県災害救助法施行細則の一部を改正する規則
岐阜県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則
- (防 災 課) 四四五
(保 健 医 療 課) 四四八
(子 ども 家 庭 課) 四四八

公 示

- 県営土地改良事業計画の変更
○県営土地改良事業の廃止処理計画の決定
○土地改良区役員の退任及び就任
- (農 地 整 備 課) 四四八
(同) 四四九
(可 茂 農 林 事 務 所) 四四九

規 則

岐阜県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年十月十日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県規則第七十九号

岐阜県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県災害救助法施行細則（昭和三十五年岐阜県規則第六十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「総理府令」を「総理庁令」に改める。

第九条第一項中「令第五条の実費弁償に關して必要な事項」を「法第七条第五項の規定による実費弁償」に、「別表第二の」を「別表第二に定める」に改め、同条に次の一項を加える。

2 法第八条第四項の規定による実費弁償は、救助の種類ごとに、別表第一に定めるところにより行つ。

別表第一中「第三条関係」を「第三条、第九条関係」に改め、同表第一号四中「福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であつて避難所での避難生活において特別な配慮を必要とするものに供与する」を「法第二条第二項に基づき、福祉避難所（主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者を滞在させるものであつて、災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）第二十條の六第一号から第五号までに定める基準に適合する」に改め、「をいう」の下に「以下同じ」を加え、同表第一第二号（一）(4)中「高齢者等」を「高齢者、障害者等」に改め、同表十二第一号中(四)を削り、(七)を(八)とし、(六)を(七)とし、(五)を(六)とし、(三)の次に次のように加

える。

(四) 福祉サービスの提供

(五) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

別表第一中十二を十三とし、六から十一までを七から十二までとし、五の次に次のように加える。

六 福祉サービスの提供

1 福祉サービスの提供は、災害により現に被害を受け、避難生活において配慮を必要とする高齢者、障害者、乳幼児その他の者（以下「災害時要配慮者」という。）に対して、応急的に行う。

2 福祉サービスの提供は、都道府県知事等（法第三条に規定する「都道府県知事等」をいう。）又は災害発生市町村等（法第十一条に規定する「災害発生市町村等」をいう。）の長からの要請を受けて行う。

3 福祉サービスの提供は、次の範囲内において行う。

(一) 災害時要配慮者に関する情報の把握

(二) 災害時要配慮者からの相談対応

(三) 災害時要配慮者に対する避難生活上の支援

(四) 災害時要配慮者の避難所への誘導

(五) 福祉避難所の設置（法第二条第二項に基づき設置する場合を除く。）

4 福祉サービスの提供のため支出する費用は、前号(一)から(四)までの場合は消耗器材費又は器物の使用謝金、借上費若しくは購入費として当該地域における通常の実費とし、同号(五)の場合は消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費として当該地域における通常の実費とする。

5 福祉サービスの提供を実施する期間は、災害発生の日から七日以内とする。

別表第二令第四条第一号から第四号までに規定する者の項中「第四号」を「第五号」に改め、同表令第四条第五号から第十号までに規定する者の項中「第四条第五号から第十号」を「第四条第六号から第十一号」に改める。

別記第十七号様式を次のように改める。

第 17 号 様 式 (第 13 条 関 係)

災 害 救 助 費 算 出 内 訳 書

種 目 別 区 分			市町村繰替支弁額			市町村名 算定基準による算定額			
			員 数	単 価	金 額	員 数	単 価	金 額	
I 救助業務に要した経費					円			円	
1 救助費									
(1)	おそれ 段階に おける 避難所 設置費	避難所	延人			延人			
		福祉避難所	延人			延人			
		ホテル・旅館等	延人			延人			
		その他（ ）	延人			延人			
		計	延人			延人			
(2)	避難所 設置費	避難所	延人			延人			
		福祉避難所	延人			延人			
		ホテル・旅館等	延人			延人			
		その他（ ）	延人			延人			
		計	延人			延人			
(3)	応急仮 設住宅 設置費	建設型応急住宅	戸			戸			
		賃貸型応急住宅	戸			戸			
		応急修理期間における 応急仮設住宅の使用	戸			戸			
		計	戸			戸			
(4)	炊き出しその他による食品給与費		延人			延人			
(5)	飲料水供給費		延人			延人			
(6)	被服、寝具、そ の他生活必需品 の給（貸）与費	全壊（焼）流出	世帯			世帯			
		半壊（焼）・床上浸水	世帯			世帯			
		計	世帯			世帯			
(7)	医療 及び 助産費	医療	延人			延人			
		助産	延人			延人			
		計	延人			延人			
(8)	被災者の救出費		人			人			
(9)	住宅の被害拡大 を防止する緊急 措置費（フルシ ート展張費）	自力又はボランティアによる施 工	世帯			世帯			
		建設団体企業等による施 工	世帯			世帯			
		計	世帯			世帯			
(10)	日常生活に必要な 部分の修理費 （住宅の応急 修理費）	半壊（焼）以外	世帯			世帯			
		準半壊	世帯			世帯			
		計	世帯			世帯			
(11)	生業に必要な資金の貸与費		世帯			世帯			
(12)	学用品 の給与	小学校児童	教科書	人			人		
		小学校児童	文房具等	人			人		
		中学校生徒	教科書	人			人		
		中学校生徒	文房具等	人			人		
		高等学校生徒	教科書	人			人		
		高等学校生徒	文房具等	人			人		
		計	人			人			
(13)	埋葬費	大人	体			体			
		小人	体			体			
		計	体			体			
(14)	死体の搜索費		体			体			
(15)	死体の 処理費	洗浄、縫合、消毒等	体			体			
		一時保存	体			体			
		検案	体			体			
		計	体			体			
(16)	障害物の除去費		世帯			世帯			
(17)	おそれ段階における輸送費								
(18)	輸送費								
(19)	おそれ段階における賃金職員等雇上費		人			人			
(20)	賃金職員等雇上費		人			人			
2 法第19条の補償									
II 救助事務に要した経費									
III 災害ボランティアセンターの設置・運営に係る委託費									
(合 計)									

備考 1 「炊き出しその他による食品給与費」の項「員数」の欄は、延給食数を 3 で除して得た数を記入すること。

2 「医療及び助産費」の項は、日赤救護班を除いた救護班に係る経費を記入すること。

3 「算定基準による算定額」欄の金額は、救助の種目別区分ごとに第 3 条の規定により別表第 1 に規定する救助基準額と市町村繰替支弁額とを比較して少ない方の額を記入すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の岐阜県災害救助法施行細則の規定は、令和七年七月一日から適用する。

岐阜県栄養士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年十月十日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県規則第八十号

岐阜県栄養士法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県栄養士法施行細則（昭和三十二年岐阜県規則第五十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「（法第二条第一項の栄養士の養成施設及び法第五条の三第四号に規定する管理栄養士養成施設に関する書類を除く。）」を削る。

第七条を削る。

附 則

この規則は、令和七年十一月一日から施行する。

岐阜県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年十月十日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県規則第八十一号

岐阜県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県児童福祉法施行細則（昭和四十七年岐阜県規則第十七号）の一部を次のように改正する。

第十六条の四及び第十六条の五中「第十二条第一項」の下に「又は第三項」を加える。
別記第二十八号様式の六中「同条第一項第一号」を「同条第一項第一号又は第三項」に、「同条第一項第二号」を「同条第一項第二号又は第三項」に改める。

別記第二十八号様式の七中「同条第一項第一号」を「同条第一項第一号又は第三項」

に、「同条第一項第二号」を「同条第一項第二号又は第三項」に改める。

附 則

この規則は、令和七年十月二十日から施行する。

公 示

。県営土地改良事業計画の変更

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号。以下「法」という。）第八十八条第一項の規定により、次の県営土地改良事業計画を変更したので、同条第六項において準用する法第八十七条第五項の規定により公示し、当該変更後の土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画の変更については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に岐阜県知事に対して審査請求をすることができる。

また、右記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が変更されたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県知事となる。）、土地改良事業計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

令和七年十月十日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 縦覧に供する土地改良事業計画の事業名及び地区名

事業名 県営中山間地域総合整備事業

地区名 みなみ地区

二 縦覧場所

岐阜県公式ウェブサイト（農地整備課）

三 縦覧期間

令和七年十月十日から

令和七年十月三十日まで

。県営土地改良事業計画の変更

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号。以下「法」という。）第八十八条第一項の規定により、次の県営土地改良事業計画を変更したので、同条第六項において準用する法第八十七条第五項の規定により公示し、当該変更後の土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画の変更については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に岐阜県知事に対して審査請求をすることができる。

また、右記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が変更されたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県知事となる。）、土地改良事業計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

令和七年十月十日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 縦覧に供する土地改良事業計画の事業名及び地区名

事業名 県営中山間地域総合整備事業（農道整備）

地区名 関ヶ原地区

二 縦覧場所

岐阜県公式ウェブサイト（農地整備課）

三 縦覧期間

令和七年十月十日から

令和七年十月三十日まで

。県営土地改良事業の廃止処理計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号。以下「法」という。）第八十八条第九項の規定により、次の県営土地改良事業の廃止処理計画を定めたので、同項において準用する法第八十七条第五項の規定により公示し、当該廃止処理計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この廃止処理計画については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以

内に岐阜県知事に対して審査請求をすることができる。

また、右記の審査請求のほか、この廃止処理計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県知事となる。）、廃止処理計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和七年十月十日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 縦覧に供する廃止処理計画の事業名及び地区名

事業名 県営ため池等整備事業

地区名 石田第一地区

二 縦覧場所

岐阜県公式ウェブサイト（農地整備課）

三 縦覧期間

令和七年十月十日から

令和七年十月三十日まで

。土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十八項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任をした旨の届出があったので、同条第十九項の規定により公示する。

令和七年十月十日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

退任した役員

土地改良区名	退任年月日	役名	氏名	住 所
土改良区	令和七年十月十日	理事	伊藤 敬 宏	加茂郡坂祝町酒倉 八二五番地二九
坂祝町木曽川右岸用水土地改良区	令和七年十月十日	同	荻谷 幹 治	加茂郡坂祝町酒倉 七九九番地
同	同	同	三品 栄 二	加茂郡坂祝町大針 九〇七番地

令和七年十月十日発行

発行者
発行所岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社土良地区
坂祝町木
曾川右岸
用水土地
改良区
令和
七・
九・
二

就任した役員

土良地区
坂祝町木
曾川右岸
用水土地
改良区
令和
七・
九・
二

役名

氏 名

住 所

同	兼松幸史	加茂郡坂祝町黒岩	九三九番地二
同	若井俊春	加茂郡坂祝町深萱	四〇番地
同	小島利成	加茂郡坂祝町勝山	二二四番地
監事	小栗昭憲	加茂郡坂祝町酒倉	九二番地四
同	兼松和幸	加茂郡坂祝町酒倉	七一九番地
同	村瀬宏明	加茂郡八百津町和知	一七八八番地一
理事	伊藤敬宏	加茂郡坂祝町酒倉	八二五番地二九
同	苅谷雄二	加茂郡坂祝町酒倉	七九一番地一
同	三品栄二	加茂郡坂祝町大針	九〇七番地
同	兼松幸史	加茂郡坂祝町黒岩	九三九番地二
同	渡邊栄次	加茂郡坂祝町深萱	六四三番地
同	小島基博	加茂郡坂祝町勝山	二一九番地一
同	松田律子	加茂郡坂祝町大針	八六八番地
監事	兼松和幸	加茂郡坂祝町酒倉	七一九番地
同	額温旨	加茂郡坂祝町黒岩	八九一番地三
同	三品智裕	加茂郡坂祝町取組	四七一番地三